

## 成績評価

### 「客観的な指標の算出方法」

評価の基準は、学則に定められたとおりに実施しており、成績評価方法については、入学時ガイダンスで学生に通知している。

また、客観的な指標の算出方法としては

点数化されている履修科目の全科目(1科目100点満点)の平均点を算出する。

## 学則細則

### (科目試験及びその評価)

第6条 科目の認定は試験の結果をもって行う。

- 2 本校で行う試験には、科目修了試験・技術試験の2種類がある。
- 3 基礎看護学の技術試験はその合格をもって科目修了試験の受験資格とする。
- 4 試験は原則として100点満点とし、成績の評価は、次の基準とする。

評価	評価基準 (100点満点)	合否
S	90点以上	合格
A	80点以上 90点未満	
B	70点以上 80点未満	
C	60点以上 70点未満	
D	60点未満	不合格

合否で評価を表す場合は、60%以上の内容の充足をもって合格とする。

- 5 試験中に不正行為のあった場合は、評価を受ける資格を失う。

### (臨地実習の評価)

第7条 実習の評価は、実習内容、実習記録全般、各種レポート及び評価表を得点率であらわし、次の基準とする。

評価	評価基準 (100%)	合否
S	90%以上	合格
A	80%以上 90%未満	
B	70%以上 80%未満	
C	60%以上 70%未満	
D	60%未満	不合格

合否で評価を表す場合は、60%以上の内容の充足をもって合格とする。

### (再試験)

第8条 試験設定日時に受験できなかった場合、試験の評点が前条に規定する合格点に達しなかった場合は再試験を受験することができる。

- 2 前項の場合、再試験受験願にて申請を行い、指定された期日に受験する。

3 再試験の評点は100点を満点とし、60点以上を合格点とする。ただし、その点数が60点を超えるものであっても60点となる。なお本細則第4条3項に該当し必要な書類を提出したものは、再試験の得点をもって評価する。この他合否で判定するものは合格評価をもって合格とする。

4 再試験は1回に限り受けることができる。

(再実習)

第9条 各実習科目が前条に規定する合格点に達しなかった場合は再実習をうけることができる。

2 前項の場合、再実習受験願にて申請を行い、指定された日程に実習を行う。

3 再実習の得点率は100%を満点とし、60%以上及び合格を合格点とする。ただし、その得点率が60%を超えるものであっても、60%とする。なお本細則第4条3項に該当し必要な書類を提出したものは、再実習の得点をもって評価する。

4 再実習は各実習1回に限り受けることができる。

(再履修)

第10条 単位を修得できなかった科目(再試験不合格、再実習不合格、受講したが科目の時間数不足)は、原則として次年度に学校長の承諾を得て再履修をすることができる。

2 再履修をしようとするものは、再履修願を提出しなければならない。

3 履修の申請をする場合は遅くとも、前期・後期が始まって1週間以内に手続きをしなければならない。

4 再履修の評価は、60点または60%とする。